

東京基督教大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は「理念・目的」の実現方法、「教育内容・方法」および「財務」に関して問題点が相当数認められる。これらの点については、今後の努力の成果を見極めることが必要であることから、現時点では、貴大学が本協会の大学基準に適合しているか否かの判定は保留する。

本協会の大学基準は、「大学は、学問の自由を尊重し、高度の教育および学術研究の中心機関として、有為な人材の育成、新たな知識と技術の創造と活用、学術文化の継承と発展等を通して、学問の進歩と社会の発展に貢献するという使命を担っている。大学は、この使命を自覚し、大学として適切な水準を維持すると同時に、その掲げる理念・目的の達成に向けて組織・活動を不断に検証し、その充実向上に努めていくことが必要である」としている。

本協会では、この視点に立って評価を行った結果、上記大学基準の「理念・目的」の実現方法および「教育内容・方法」に関し、重大な問題が相当数あると判断した。具体的には、大学と併設の専修学校である東京基督神学校（以下「神学校」という。）とも同一法人内の神学教育機関であることを斟酌するにしても、法令上設置目的の異なる2つの教育機関が一体となって教育の一部を運営していること、授業科目の履修に関する手続きや承認方法に不備が見受けられること、加えて、収容定員を満たしていない状況が続いている中で、「財務」に関しても、目標とする帰属収支の均衡は未達であり、翌年度繰越消費収入超過額が毎年度減少していることから、今後、財務状況の推移を見守る必要がある。

これらの課題に対し、貴大学は抜本的な改革を行って改善を図ることが期待され、また本協会としてはその成果を見極める必要があることから、現時点では、本協会の大学基準に適合しているか否かの判定を保留とするものである。

については、保留の期限を2012（平成24）年3月末とするので、下記の総評および提言に従って改善に向けて努力し、その結果を2011（平成23）年6月末までに報告するよう要請する。本協会は、報告書の提出を待って、改めて大学基準への適合についての判定を行うものとする。

今回の評価結果を契機として、貴大学が改善への取り組みに全力を尽くし、発展されることを期待する。

II 総 評

一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、1950（昭和 25）年に創立された同盟聖書学院を前身とし、東京キリスト教短期大学を経て、大卒者を対象とした東京基督神学校と女子教育を担ってきた共立女子聖書学院との 1980（昭和 55）年の合同を基盤とし、1990（平成 2）年に日本における福音派唯一の 4 年制神学大学として設立された。神学科、国際キリスト教学科の 2 学科を擁し、キャンパスは千葉県印西市に位置している。

「プロテスタント福音主義信仰に立ち、教派を越えて 21 世紀の教会と社会に奉仕する世界宣教の働き人を育成するために、実践的な神学教育を施す」という明確な建学精神のもと、キリスト教世界観によるリベラルアーツ教育と神学専門教育をとおし、キリスト教信仰から来る「隣人愛」と「奉仕精神」を身につけ、日本、アジアおよび世界の教会と社会に奉仕する人材を養成している。また、建学の精神と教育の目的を実現するために、建学の精神の浸透を心がけ、「学園中長期計画」を立ててその具体化を図ろうとしている。

しかし、併設の神学校と一体化した理念・目的の実現方法やその運用には重大な問題がある。また、多様なニーズに対応する教育課程を組んでいるが、2008（平成 20）年度に「国際キリスト教学科」から名称変更した「国際キリスト教福祉学科」が、「国際キリスト教学専攻」と「キリスト教福祉学専攻」からなるのは、受験生をはじめ社会に対する説明が不足しており理解しにくい。さらに、必修科目が神学科と重複しているように見受けられ、学科としての理念の明確性が問われるところである。

二 自己点検・評価の体制

2001（平成 13）～2002（平成 14）年度に初めて自己点検・評価を実施し、2 回目の点検・評価を 2007（平成 19）年度に行っている。2006（平成 18）年 3 月 24 日付で施行された「東京基督教大学自己点検・自己評価委員会規程」にもとづいてスタートした「自己点検・自己評価委員会」は、2007（平成 19）年度から学長・学部長・総務課長を含む教員 3 名・職員 4 名で構成されている。試行錯誤を重ねながら点検・評価作業を行っている段階であり、制度・体制の充実が求められる。今後は、建学の精神と教育理念を実現していくために、「学園中長期計画」を着実に実行し、その上で自己点検・評価を不断に行う必要がある。

なお、「日本のキリスト教界の、神学教育機関に対する「評価」のあり方についても研究を進めている」ことは神学大学の使命をよく自覚しているといえる。

三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1 教育研究組織

貴大学は、神学部神学科、および国際キリスト教福祉学科から構成されている。神学科においては教会教職者の養成を目指す「教会教職プログラム」や、「シニアコース」、「アジア神学コース」、日本での宣教を目指す留学生を対象に「日本宣教コース」を設置している。また、国際キリスト教福祉学科は、旧国際キリスト教学科の「国際的視野に立った働きをめざす」を引き継ぎながら、「社会奉仕」の要素を発展的に拡大し、福祉の専門職業人を養成する「キリスト教福祉学専攻」を設置している。附属研究機関として「共立基督教研究所」と「国際宣教センター」を併設しており、建学の理念の実現に向けた教育・研究上の組織は適切に整備されている。なお、「学園中長期計画」で専門職大学院（神学）の新設を検討している。

2 教育内容・方法

(1) 教育課程等

単科大学でありながら授業科目が多様で、学際的な科目の提供もなされており、カリキュラムが比較的バランスよく配置されている。建学の理念や教育目標を実現するために、キリスト教リベラルアーツ教育、神学教育、異文化理解教育の科目群を配置している。

グローバル化する世界におけるコミュニケーション能力を高めるために英語を習熟度別クラスに分け、英語テキストの多読学習やコンピューター支援学習を取り入れ、オンラインによる自学自習システムの構築などを積極的に導入するなどの配慮がなされている。さらに、アジア神学コースの留学生に対しては英語による科目でカリキュラムを構成するなど、さまざまな対象とニーズにきめ細かく対応している。

しかし、大学と併設の神学校において、本来両校は法令上の設置目的が異なっているにもかかわらず、全 17 科目（教養科目 2、専門科目 15）の合同授業があり、神学校の学生が科目等履修の手続きを経ず学部生と同じ教室で授業を受けていることなど、両者が一体化した教育を行っていることは極めて重大な問題である。また、合同授業以外でも、「東京基督教大学科目等履修生規程」に定める正式な手続きをせず、大学教務課の承認のみで科目等履修生として受け入れていることも、早急に改善が求められる。

(2) 教育方法等

学年のはじめに、新入生ならびに在学生に対しオリエンテーションを行うとともに、学生個別の履修指導は担任を中心にして組織的に行われている。また、各学年で履修登録できる単位の上限を 42 単位と設定している。しかし、学生の授業評価は、全教科で各学期末に実施し、その結果を教員にフィードバックしているが、授業の改善に用いるよう文書で促しているにとどまっており、内容も学生に公開されていない。シラ

バスは一定の書式で作成されているが、授業計画、成績評価基準などの記述に精粗が目立つ。さらに、併設の神学校と合同で行われている授業においては同一のシラバスが用いられ、「授業のねらいと概要」や「成績評価の方法・基準」など、まったく同じ内容が記載されている。また、「神学校からの科目等履修生と大学生とでは成績評価基準が異なる」とされるが、学生には明示されていないなど、問題点や矛盾が見られることは改善が求められる。

(3) 教育研究交流

建学の精神にある「世界宣教」にもとづき、「外国語習得に力を注ぎ、多様な国際交流プログラムを実施して、異文化・他者理解を深める」ため、国際交流を重視している。具体的には、「海外語学研修」をシアトル・パシフィック大学との協定にもとづいて実施し、国際キリスト教学科（現国際キリスト教福祉学科）1年生の必修科目とし、「異文化実習」を3・4年生の選択科目（2008（平成20）年度以降の入学生は3・4年生の選択必修科目）としている。

また、アジア・アフリカなどの16カ国から留学生を受け入れ、米国バイオラ大学との短期交換留学制度およびダブルディグリー制度を実施し派遣・受け入れを行い、2008（平成20）年4月には米国ジャドソン大学とも協定を締結したが、協定校への派遣学生数は少ない。

3 学生の受け入れ

多様な入試方法で学生確保に努めているが、提出された資料によると、2004（平成16）年度より入学定員を満たしていない状況が続いている。2007（平成19）年度は、神学科で入学者が定員を大幅に超えたが、大学・学部全体の収容定員を満たしていない。特に、国際キリスト教学科（現国際キリスト教福祉学科）は入学定員、収容定員ともに満たしていない状況にある。また、大学・学部全体の編入学定員に対する在籍学生数比率も低い。

定員を満たす対策の一環として、2008（平成20）年度から国際キリスト教学科を国際キリスト教福祉学科へと名称変更し、同学科にキリスト教福祉学専攻を新設している。さらに、2008（平成20）年度に新しく拡大改組された学生募集委員会には、事務局長を構成員に加え、学生募集に全学を挙げて取り組む体制も整えているので、今後の成果が期待される。

4 学生生活

日本学生支援機構奨学金のほかに、13種類の学園独自の奨学金を支給している。留学生に対する奨学金も充実し、受給者も多い。コミュニケーションが不得手な学生が

増加している現代にあつて、全寮制や学生を一堂に会しての食事など、さまざまな工夫がなされている。ただし、寮の円滑な運営と寮生への配慮のためには、学生を受け入れる時点で全寮制について周知徹底を図るなど、大学側からの組織的な支援も望まれる。

学業相談・生活相談・進路指導は、少人数教育のもとで、担任制度などにより効果的に行われている。また、インターンシップなどのキャリア教育活動も関連部署間の連携が図られている。なお、2009（平成 21）年度に「キャリアセンター」を設置し、学生の進路関係窓口を一本化し、対応を強化する予定である。

ハラスメント防止への取り組みは、「学校法人東京キリスト教学園ハラスメントの防止等に関する規程」を 2007（平成 19）年度になってようやく施行している。「ハラスメント防止委員会」と学生相談窓口も設置し、体制は整備されている。今後は、さらなる啓発活動と広報の充実が望まれる。

5 研究環境

専任教員には個室の研究室が与えられ、個人研究費も十分支給されている。4年に1度半年間に研究費 50 万円が支給される「特別研究期間制度(サバティカル・リープ)」も用意され、研究旅費に関する規程も整備されている。ただし、国内研究旅費を利用しない教員が半数以上に上り、科学研究費補助金などの競争的外部研究資金への申請件数や獲得件数も少ない。また、研究活動の活発な教員とそうでない教員がおり、研究活動は全体的として必ずしも活発であるとはいえない。

なお、国外研究旅費は、渡航地域によっては自己負担が発生するうえ、特別研究費制度の運用との区別があいまいであるので、改善が望まれる。

6 社会貢献

首都圏にある特定の教会やお茶の水クリスチャン・センターに加え、2005（平成 17）年度からはキャンパスで公開講座を開設している。セキュリティ上の問題から、大学施設の地域開放は限定されているが、キリスト教福祉学専攻の開設以降、地域の福祉施設、ボランティアグループなどとの交流も開始された。高齢者介護などの地域福祉分野における市民との関係拡大は、今後の成果が期待される。

7 教員組織

専任教員数は少人数教育を実施するうえで適切であるが、20 名のうち 9 名が、併設の神学校に出講している。さらに、専任教員が事務局の教学関係課長を兼務していることから、校務などで多忙な傾向にある。

8 事務組織

事務組織は、大学・学部・学科の教育・研究活動を支援するうえでおおむね適切に整備されている。しかし、「教育研究を担っている教員課長は多忙であり、課の事務職員の業務掌握や課長間の連携を十分行うことができない現状」にある。教員と職員が連携・協力することは極めて大切であるが、事務組織の円滑な運営という観点から検討が必要である。2009（平成 21）年度から 3 部制（教学部門 2 部・管理部門 1 部）の発足を検討しているため、再編に合わせた総合的な解決に期待する。

なお、事務職員には外部機関主催の研修会・セミナーなどへの参加機会が提供されている。

9 施設・設備

キャンパスは緑が多く学習に適した環境である。開設から 18 年を経過した施設には老朽化の進んでいる箇所があるが、「学校法人東京キリスト教学園中期計画」のもとで計画的な改修をしている。

施設・設備の維持管理と安全確保については、外部委託業者による管理システムを構築し、教職員には危機管理対応マニュアルを配布している。危機管理における指揮命令系統などは、「学校法人東京キリスト教学園危機管理規程」に定められている。

10 図書・電子媒体等

中央図書館には 8.1 万冊の蔵書、800 種類の雑誌を所蔵し、神学系図書の充実を目指しているが、蔵書の電子化やネットワークづくりは計画途上である。

学生が O P A C 検索・ホームページ閲覧などのために利用するパソコンは整備され、収容定員に対する閲覧席座席数も十分確保している。また、図書館の開館時間は学生の学修にあわせて十分考慮されており、勉学環境も整備されている。

セキュリティ上の問題などにより、地域住民への図書の貸し出しは行っていないが、図書館を会場にした講演会などの開催期間中は地域住民にも開放されている。今後は、キリスト教系大学の図書館との連携ばかりでなく、県内の諸大学図書館との連携をさらに強化することが望まれる。

11 管理運営

学長・学部長の選任規程は整備され、大学運営に関する重要事項について協議を行う教授会の役割は「東京基督教大学教授会規程」により明文化されている。また、学長・学部長・両学科長で構成される「四者会」において、教授会議題の確認・調整を行っている。教員の選考手続きについても「東京基督教大学教授選考規程」「東京基督教大学教授人事委員会規程」により明文化されている。ただし、学長と学部長の権限

や役割分担については明文化されていないため、現在、起草中である。

学園全体の運営に関しては、理事長・学長・学部長・専修学校校長・事務長で構成される「学園運営会議」があり、理事会へ付議・報告する事項の審議がなされている。

1 2 財務

2007（平成19）年に、「学園中期計画（2008～2012）」を策定し、教育・研究の目標の明確化と財政基盤の確立を図ることとし、学科改編を見据えての定員充足と帰属収支の均衡を重点課題としている。

財務関係比率は、貸借対照表関係比率では、一部を除き「人文科学系単一学部を設置する私立大学」の平均を上回る状況である。一方、消費収支計算書関係比率では、教育研究経費比率を除き、平均と比べ消費支出比率が高いなど、総じて良好とはいえない。この傾向は、帰属収支差額を確保できないため、その不足を過去の蓄積で補っていることを示している。この状態が続くと財政の安定が失われることになるので、「業務改善計画」および「財政計画」にもとづき、まずは帰属収支の改善が必要である。

なお、監事および公認会計士による監査は適切かつ客観的に行われており、監事による監査報告書では、学校法人の財産および業務執行に関する監査の状況が適切に示されている。

1 3 情報公開・説明責任

「東京基督教大学学則」第1条の3にもとづき、2002（平成14）年度の自己点検・評価報告書に加えて、今回の自己点検・評価の結果についてもホームページ上に掲載して公開する予定である。

財務情報の公開については、教職員向けには財務に特化した資料を、学生・保護者などに対しては資金収支計算書を中心として概要を掲載した『学園報』を配布している。また、ホームページ上では解説を付した財務三表のほか、主要財務比率の推移や図表を加えるなど、情報公開や説明責任の履行を適切に果たそうとする姿勢がうかがえる。

Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特に必ず実現すべき改善事項や一層の改善が期待される事項を以下に列挙する。

一 必ず実現すべき改善事項

1 理念・目的

1) 大学と神学校の間で、法令上の設置目的が異なるにもかかわらず一体化して教

育の一部を実施しているなど、貴大学の理念・目的の実現方法やその運用には重大な問題があるので、早急に是正されたい。

2 教育内容・方法

(1) 教育課程等

- 1) 大学と神学校の間で、全 17 科目（教養科目 2、神学科専門科目 11、国際キリスト教学科専門科目 4）の合同授業が行われ、「東京基督教大学科目等履修生規程」に定める正式な出願受付・選考の手続きを行わず、神学校生を受け入れていることから、神学校と一体化して教育を実施しており問題であるので、早急に是正されたい。

(2) 教育方法等

- 1) 神学校との合同授業科目には同一のシラバスが用いられており、それぞれに求められる教育目的や成績評価基準を明示していないのは問題である。早急に是正されたい。

3 財務

- 1) 現時点では、単年度収支の悪化傾向により翌年度繰越消費収入超過を維持することが困難になりつつある。この状態が続くと財政の安定が失われることになるので、「業務改善計画」および「財政計画」にもとづき、早急に財務体質の健全化を図られたい。

二 一層の改善が期待される事項

1 教育内容・方法

(1) 教育方法等

- 1) 学生による授業評価が公表されておらず、「授業の改善に用いるよう促す文書を配布している」とどまっておき問題である。学生による授業評価は、その結果を教員にフィードバックするとともに、学生に公表し、さらにFDと密接に連携して、授業改善のための制度として組織的に行う必要があるので、改善が望まれる。
- 2) シラバスには授業計画、成績評価基準などの記述に精粗が見られるので、改善が望まれる。

(2) 教育研究交流

- 1) 建学の精神にもとづき国際交流を重視しているにもかかわらず、学生交流の協

定校への派遣人数が少ないので、さらなる制度の改革・改善への取り組みが望まれる。

2 学生の受け入れ

- 1) 2008（平成20）年5月1日現在の神学部全体における収容定員に対する在籍学生数比率は0.83と低い。同様に、神学部国際キリスト教学科における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率平均が0.61と低く、収容定員に対する在籍学生数比率も0.57と低いので、定員確保が望まれる。
- 2) 神学部全体における編入学定員に対する在籍学生数比率が0.31と低いので、編入学のあり方を見直すなど、比率の適正化に向けた検討が望まれる。

3 研究環境

- 1) 研究活動が全体として必ずしも活発でない。特別研究費制度の運用においても国外研究費との区別があいまいであり問題が残されている。また、科学研究費補助金などの競争的外部研究資金の申請件数、獲得件数ともに少ない。研究活動の促進が図られるよう研究環境の改善が望まれる。

4 事務組織

- 1) 教員が教学各課の長を務めていることは、教員の負担が重くなるばかりでなく、「課の事務職員の業務掌握や課長間の連携を十分行うことが出来ない現状」を生み出しており、改善が望まれる。

5 管理運営

- 1) 学長の権限内容について規定されていないので、改善が望まれる。

以 上

「東京基督教大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果」について

貴大学より2008（平成20）年1月31日付文書にて、2008（平成20）年度の大学評価ならびに認証評価について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（東京基督教大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の学部・研究科等の設置状況に応じて編成した分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

(1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、大学評価分科会を開催し（開催日は東京基督教大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8月1日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに10月24日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施しました。また、大学財務評価分科会によるヒアリングを行い、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「東京基督教大学資料2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標の特徴とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、原則として「必ず実現すべき改善事項」、「一層の改善が期待される事項」で構成されます。「必ず実現すべき改善事項」は、法令違反など大学としての最低要件を満たしていないので、義務的に改善を求めたものであり、「大学基準」に適合しているか否かの判定を保留する主たる理由となった事項です。貴大学には、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、2011（平成23）年6月末日までにこれをご提出いただきます。

一方、「一層の改善が期待される事項」は、大学としての最低要件は満たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「一層の改善が期待される事項」についても「必ず実現すべき改善事項」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「必ず実現すべき改善事項」と「一層の改善が期待される事項」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

東京基督教大学資料1—東京基督教大学提出資料一覧

東京基督教大学資料2—東京基督教大学に対する大学評価のスケジュール

東京基督教大学提出資料一覧

調書

資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における主要点検・評価項目記載状況

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	2007年度 学生募集要項 2008年度 キリスト教福祉学専攻 学生募集要項
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	university profile(大学案内) キリスト教福祉学専攻 パンフレット A LiberalArts Course in ACTS-es 韓国語版パンフレット
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法を具体的に理解する上で役立つもの	履修案内(履修の手引き&授業内容) 学生ハンドブック Student Handbook
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	東京基督教大学神学部 時間割
(5) 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	東京基督教大学 学則
(6) 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	東京基督教大学 教授会規程
(7) 教員人事関係規程等	東京基督教大学 教員選考規程 東京基督教大学 教員の採用と昇任に関する選考基準 東京基督教大学 教員人事委員会規程 学校法人東京キリスト教学園 特任教員に関する規程 東京基督教大学 特別教授に関する規程 学校法人東京キリスト教学園 非常勤教員規程
(8) 学長選出・罷免関係規程	東京基督教大学 学長選考規程
(9) 自己点検・評価関係規程等	東京基督教大学 自己点検・自己評価委員会規程
(10) ハラスメントの防止に関する規程等	学校法人東京キリスト教学園 ハラスメントの防止等に関する規程
(12) 寄附行為	学校法人東京キリスト教学園 寄附行為
(13) 理事会名簿	理事・監事・評議員等名簿
(11) 規程集	学校法人東京キリスト教学園 規程集
(14) 大学・学部等が独自で作成した自己点検・評価報告書	『東京基督教大学の現状と課題～自己点検・自己評価への一歩～』2002年11月
(15) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	共立基督教研究所案内(Webページのコピー) 国際宣教センター パンフレット

資料の種類	資料の名称
(16) 図書館利用ガイド等	〔学生ハンドブック〕p.26-30、〔Student Handbook〕p.57-61
(17) ハラスメント防止に関するパンフレット	ハラスメントの防止のために
(18) 就職指導に関するパンフレット	〔university profile (大学案内)〕p.7-8
(19) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	学生相談室の案内
(20) 財務関係書類	計算書類(平成14-19年度)(各種内訳表、明細表を含む) 監事監査報告書(平成14-19年度) 公認会計士または監査法人の監査報告書(平成14-19年度) 財務状況公開に関する資料(『東京キリスト教学園報』Vol.122、『決算報告書』『監事監査報告書』平成18年度(東京基督教大学ホームページURLおよび写し))

東京基督教大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2008年	1月31日	貴大学より大学評価申請書の提出
	3月3日	第4回大学評価委員会の開催（平成20年度大学評価における評価組織体制の確認）
	3月11日	臨時理事会の開催（平成20年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
	4月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
	4月7日	第5回大学評価委員会の開催（法令改正への対応、「平成19年度大学評価における合意事項」の取り扱いの検討）
	4月28日	第1回大学財務評価分科会の開催
	5月12日 ～24日	評価者研修セミナーの開催（平成20年度の評価の概要ならびに主査・委員が行う作業の説明）
	5月中旬 ～7月上旬 ～7月下旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付 主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成 分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月1日	第2回大学財務評価分科会の開催
	8月27日	大学評価分科会第20群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	10月24日	本部キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終版）の作成
	11月11日	第3回大学財務評価分科会によるヒアリングの実施
	11月23日 ～24日	第3回大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	12月6日 ～7日	第6回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	12月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付
2009年	2月7日 ～8日	第7回大学評価委員会の開催（貴大学から提示された意見を参考に「評価結果」（委員会案）を修正し、「評価結果」（最終案）を作成）
	2月19日	第451回理事会の開催（「評価結果」（最終案）を評議員会に上程することの了承）
	3月12日	第101回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）